

# 税賠事故を未然に防ぐ 関与先・税理士事務所間の 文書交換実務

最近の税賠事故の傾向を見ると、関与先等とのコミュニケーション不足を原因とするものが少なくない。コロナ禍で以前ほど積極的なコミュニケーションを図りづらいことも一因ではあろうが、基本は、税理士事務所という組織として、文書により関与先との間の意思決定事項を明確にすることが大切であるのはいうまでもない。そこで、本特集では、主要な税目ごとにどのような文書を関与先との間で取り交わす必要があるのか、また、その雛型についても紹介し、関与先との円滑なコミュニケーションと税賠事故の未然防止のためのそれらの文書管理の方法等について解説する。

## 目 次

関与先との円滑なコミュニケーションのための文書交換の重要性と その工夫	中島 孝一	6
法人税関係の文書	富永 昭雄	17
相続税関係の文書	石塚 剛／寺田 敏之	26
消費税関係の文書	宮澤 博	36

# 相続税関係の文書

さくら総合事務所 税理士 石塚 剛／税理士 寺田敏之

#チェックシート #紛争防止 #相続税

## ポイント

- 1 紛争防止の観点からは、申告書の内容に誤りがないことを確認するために申告書作成の後期に行う書面による確認が重要である。
- 2 書面を作成するコストの軽減のため、国税庁等が公開しているチェックシートを活用することが有効である。
- 3 後からどうしてその結論に至ったのかがわかるように、結論だけではなく、事実関係やその確認方法、要件へのあてはめなどをきちんと記載すべきである。

## I はじめに

当事務所内では社内のチェックリストが作成されており、それに基づきチェックが行われている。最近では事業会社や個人に関する申告に関しては一部を納税者自身に書面で確認してもらうようになっている。

## II 書面による確認の考え方

### 1 書面による確認の種類と目的

当事務所における書面による確認を分類すると以下の二つに分かれる。

主に申告書を効率よく作成するために申告書の作成初期に行う書面による確認①

主に申告書の内容に誤りがないことを確認するために申告書後期に行う書面による確認②

申告書の作成初期に行う書面による確認では被相続人の基本情報や相続人の基本情報、相続人が把握している被相続人の財産などを確認している。例えば、被相続人の基本情報は以下の書面により確認することになっている。

#### <被相続人の基本情報を確認するための書面例>

##### ●被相続人様の個人データ確認シート

以下、被相続人様の個人データにつきましてご記載をお願い致します。  
ご不明な点は空欄で問題ございません。

ご記載部分	注意事項
氏名	戸籍通り、旧字体の場合はその通りお願いします。
フリガナ	
生年月日	
郵便番号	
住所	戸籍謄本又は印鑑証明書に記載の正式な住所でご記載ください。
電話番号	
職業	相続開始時点のご職業になります。
非居住者	日本の居住者でない場合は○としてください。
また、以下の点につきましてご確認を御願い致します。	
被相続人●●様が他界した日から10年以内に、今回の相続人關係する方でお亡くなりになられた方はいらっしゃいますでしょうか。	
該当あります / 該当ありません	

令和 年 月 日

上記記載内容に誤りはございません。

住所

氏名 相続人代表

印

(出典) さくら綜合事務所

申告書の作成初期に行う書面による確認では全体の納税額やリスク等により名義預金の有無等に関する最終の確認などを行う。

紛争防止の観点からは後者の方が重要であると思われる所以、後者に絞って記載する。

## 2 書面による確認の特徴

書面による確認は証拠としての能力が高く紛争防止の観点から有効である。しかし、その一方でコストが高いと考えられる。

書面による確認のほかに口頭による確認と電子メールによる確認が考えられる。はじめは口頭で確認し、最終的に文書化して結論を確定する場合など、実際にはこれらの確認手段は複合して用いられる。あえて比較すると以下のようになると考える。

	口頭	電子メール	書面
スピード	早い	中間	遅い
コスト	低い	中間	高い
証拠力	ない	中間	強い

口頭による確認はコミュニケーションが早い。納税者がわかりにくい事項は適宜補足して説明できる。新たな疑問が浮かべばこちらから追加で確認することもできる。その代わり証拠が何も残らないため、口頭のみの場合、後から争いになったときは、言った言わないの話になってしまう。

それに対して書面による確認は証拠として書面が残るため、言った言わないの問題は生じない。しかし書面の作成などコストがかかる。その結果コミュニケーションのスピードも遅くなる。

電子メールによる確認は口頭による確認と書面による確認の中間に位置づけられるだろう。口頭ほどでないが不明点があれば適宜補足できるため、コミュニケーションのスピードは速く、コストも低い。また、やり取りが残るため、証拠としての能力もある。しかし電子メールによるやり取りはわかりにくい場合がある。やり取りが多くなると追跡がしにくい。また、最終的な結論がわかりにくい。最終的な結論を明確にするため、結論を整理して確認するのであれば、手間は書面による確認とあまり変わらなくなる。

## 3 書面による確認のコスト

書面による確認を行う中で、書面による確認は以下のコストがかかると感じる。

- ① 書面を作成するコスト
- ② 納税者に書面による確認をするという同意をしてもらうコスト
- ③ 確認内容を説明するコスト

まず、書面を作成しなければならない。ひな型を作成することはできるが、少なくとも事実関係は個々の案件特有であるため、事実関係の部分は案件ごとに作成することになる。また、そもそも納税者に書面による確認をするという同意をとるためのコストがかかる。書面による確認は負担を感じる納税者もいる。そうした納税者には説明をして書面による確認を

する旨の同意を得る必要がある。また、作った書面の説明をするコストもかかる。口頭やメールでのやり取りの確認であったとしても、書面にする以上は納税者への説明をするのが筋であると考える。

## 4 書面による確認のコストへの対応

### (1) 国税庁等が公開しているチェックシートの活用

書面を作成するコストの軽減のため、国税庁等が公開しているチェックシートを活用することが考えられる。国税庁や東京国税局はいろいろなチェックシートを公開している。これらのチェックシートを納税者と一緒に確認し、記入するといったやり方で書面を作成するコストを減らすことができる。

### (2) 添付書面制度の活用

納税者が書面による確認に消極的な場合がある。そうした場合、確認したい事項を添付書面に落とし込んで、納税者に添付書面として確認してもらう方法がある。

### (3) 確認対象の選別

書面による確認にはコストがかかるため、確認の対象を選別する必要がある。確認の必要性の観点から以下の項目が選別の基準になると考える。

- ① 納税額に対する影響
- ② リスクの高さ（誤りやすさや税務署から見た申告の誤りのわかりやすさなど）
- ③ 登記等の客觀性の高い書類の有無

納税額に対する影響が大きい項目であれば、書面により確認した方がよい。また、名義預金などリスクの高い項目も書面により確認した方がよい。さらに、登記等の客觀性の高い書類がない場合も場合によっては書面によって確認した方がよい。

## 5 書類作成上の留意点

### (1) 判断過程の記載

後からどうしてその結論に至ったのかわかるように、結論だけではなく、事実関係やその確認方法、要件へのあてはめなどをきちんと記載すべきである。

### (2) 納税者によるサイン

きちんと納税者が確認したということを残すため、できればサインをもらうべきである。

### (3) 注意が必要な関連する項目の説明

関連する項目の説明を漏らしてしまうとクレームに発展する場合があるため、注意が必要な関連する項目の説明をした旨を記載した方がよい。例えば住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合、住宅ローン控除に影響がある。サラリーマンであれば住宅ローン控除の申告は納税者自身で行うこともある。説明をせず、納税者が誤った申告をしてしまい、場合によってはクレームにつながる可能性がある。それを防ぐためにも注意を要する関連項目があれば、それを説明した旨の記載した方がよい。

### III 相続税における書面による確認

#### 1 国税庁が公開しているチェックシートの活用

一般的な事項に関する確認には国税庁のチェックシートが有用である。以下の URL でパンフレット・手引が公開されている。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm>

さらに以下の URL では、法定の添付要件の書類以外の参考資料についても、公開されている。申告書を作成するに当たって入手し、確認した書類は、相続税申告書提出の際に、全て添付し、控えにも添付しておいた方が、その後の資料の散逸も防げる。

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2018/pdf/10.pdf>

この中に相続税のチェックシートもある。相続税のチェックシートではチェック項目だけではなく、相続人代表の住所・氏名等を記入する箇所も設けられている。そのため各項目について相続人に説明し、自署してもらうことでチェックシートに記載される項目について書面による確認ができる。

以下では、国税庁のチェックシートでは不十分であると思われる項目について記載する。

#### 2 名義預金などの名義財産の確認

##### (1) 確認の必要性

ある財産が被相続人以外の者の名義となっていたとしても、当該財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったと認められるものを通常名義財産という。名義預金は被相続人の名義となっていないが、実質的には相続人の財産であると考えられるため、相続財産として相続税の課税対象となる（東京地裁 H20.10.17, TAINZ Z258-11953）。

名義財産のうち預金を特に名義預金といい、この名義預金が特に問題となる。名義預金には一般的に以下のようなケースがある。

- ① 子や孫の名義で預金をするケース
- ② 専業主婦が多額の預金を有しているケース

本人の収入に対して預金が大きい場合、名義預金とされる可能性がある。典型的には無収入の専業主婦が多額の預金を有している場合である。結婚時の本人の預金などがあるため、預金を有していること自体は不自然ではない。しかし、その預金が大幅に増加していると税務調査時に名義預金と指摘されるリスクがある。税務調査では納税者が結婚時の預金が資産運用により増えたと主張する場合がある。しかし、その主張が事実でないと認定されると名義預金とされる。

名義預金は多額になる場合が大きい。またリスクも高い。そのため書面による確認が有効であると考える。

## (2) 書類の記載事項

確認するための書類には以下の項目を記載した方がよいと考える。

- ① 名義財産がないか確認したこと
- ② 名義財産と判断したものがあれば、その判断過程
- ③ 名義財産がある場合、名義財産は申告書に記載したものすべてである旨
- ④ 原資を被相続人が負担しているもので、名義財産としなかったものがある場合、名義財産としなかった理由
- ⑤ 名義財産がないと判断した場合はその旨

名義財産について説明を行ってその有無を確認し、申告すべき名義財産があれば名義財産は申告書に記載したものすべてである旨を一筆書いてもらうようにしている。また、名義預金の判断については明確な規定がないため、名義財産の候補として挙がったもので、最終的に名義財産としなかったものがある場合、その判断過程を記載した方がよい。また、名義財産の有無は重要であるため、最終的に名義財産としなかったものについても記載すべきである。

## 3 手持ち現金の確認（相続開始直前の多額の預金の引き出し）

### (1) 確認の必要性

相続開始時に被相続人が持っていた現金は相続財産として相続税の課税の対象となる。しかし相続開始時の手持ち現金の残高の確認は客観的な書類がないため難しい。手持ち現金が少ないと推定される場合には実務上問題となることは少ない。しかし相続開始直前に多額の預金の引き出しがある場合、引き出された金額から相続発生時までに使った金額を控除した残額を相続財産として計上するため、納税額に大きな影響がある（平成23年6月21日裁決参照）。

### (2) 書類の記載

確認するための書類には以下の項目を記載した方がよいと考える。

- ① 相続開始時点の現金の残高
- ② 相続開始直前の多額の預金の引き出しの有無
- ③ 相続開始直前に多額の預金の引き出しがあった場合、相続財産とした金額の計算根拠

## 4 生前贈与の確認

### (1) 確認の必要性

いくつかの観点から確認が必要である。

## <生前贈与加算>

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合、その者については、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、相続税が課税される（相法19①）。

多額の生前贈与がある場合は、贈与を振込で行う場合は税務署が把握しやすいため、書面による確認が有効である。

## <相続時精算課税>

相続時精算課税の適用を受ける場合、課税関係が異なるため、相続時精算課税の適用を受けているか確認する必要がある。

相続時精算課税の有無は贈与税の申告内容の開示請求手続によって確認することができる。相続人は相続税の申告のため他の相続人の相続時精算課税の申告状況を開示請求することができる（相法49①）。開示請求ができるのは相続人であるが、税理士が代理で請求することもできる。

## <贈与税の特例>

以下の贈与税の特例がある。

- ① 贈与税の配偶者控除
- ② 住宅取得等資金の非課税
- ③ 教育資金の一括贈与の非課税
- ④ 結婚子育て資金の一括贈与の非課税

相続のあった年の前年以前に贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合、その控除額は生前贈与加算の対象に含まれない（相法19②一）。また、生前贈与加算の対象は贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限られる（相法19①かっこ書）。②③④の特例については非課税限度額までは贈与税の課税価格に算入されない（②について措法70条の2第1項、③について措法70条の2の2第1項、④について措法70条の2の3第1項）。そのため非課税限度額までは生前贈与加算の対象とならない。しかし非課税限度額を超えた部分は贈与税の課税価格に算入され、贈与税が課税される。

非課税部分は生前贈与加算の対象とならないため、生前贈与の有無の確認とともに特例の適用の有無も確認する必要がある。

なお、教育資金の一括贈与と結婚子育て資金の一括贈与に関しては、資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、原則として管理残額が相続財産となる（措法70の2の2⑫、措法70の2の3⑫）。その点からも確認が必要である。

## ＜贈与税の納税猶予＞

以下の贈与税の納税猶予及び免除が認められている。

- ① 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除（「農地等」）
- ② 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（「事業用資産」）
- ③ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（「非上場株式等（一般）」）
- ④ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（「非上場株式等（特例）」）
- ⑤ 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（「医療法人持分」）

贈与税の納税猶予がされた場合、医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予を除き、贈与者の死亡時に猶予されていた贈与税の全額又は一部が免除される。贈与税が免除される場合、一定の届出が必要となっている。

納税猶予を受ける場合、猶予を受けている贈与税額が多額であることが多い。そのため納税猶予の対象となりうる財産の贈与を受けていた場合は、贈与税の納税猶予を受けていたか、書面により確認した方がよいと考える。

特例	猶予されていた贈与税の取扱い	相続発生時の手続
農地等	全額免除（措法70条の4第34項）	一定の届出（措令40条の6第65項）
事業用資産	一定額を免除（措法70条の6の8第14項）	一定の届出（措法70条の6の8第14項）
非上場株式等（一般）	一定額を免除（措法70条の7第15項）	一定の届出（措法70条の7第15項）
非上場株式等（特例）	一定額を免除（措法70条の7の5第11項）	一定の届出（措法70条の7の5第11項）
医療法人の持分	特段の取扱いなし	

(出典) さくら総合事務所

## (2) 書類の記載事項

確認するための書類には以下の項目を記載した方がよいと考える。

- ① 生前贈与の説明
- ② 生前贈与の有無を確認したこと及びその結果
- ③ 相続時精算課税の特例を受けたか確認したこと及びその結果
- ④ 贈与税の特例の適用の有無を確認したこと及びその結果
- ⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用の有無を確認したこと及びその結果
- ⑥ 生前贈与の可能性があるので、生前贈与としなかったものがあれば、その内容と判断過程

## 5 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合

### (1) 確認の重要性

小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地については50%から80%評価減される。金額が大きくなることが多いため、書面により確認した方がよいと考える。

## (2) 書類の記載事項

一般的に以下の事項について相続人と確認した旨の書類を作成した方がよいと思われる。

- ① 小規模宅地等の特例の説明
- ② すべての宅地について小規模宅地等の特例が適用できるか検討したこと
- ③ 小規模宅地等の特例の適用可能性の検討結果（誰が取得者になれば適用できるのか）
- ④ 相続税の総額が最も低くなる宅地の選択
- ⑤ 小規模宅地等の特例を適用する宅地を選択した理由
- ⑥ すべての相続人が同意していること

小規模宅地等の特例を適用する宅地は納税者が選択することができる。そしてその選択により相続税額が大きく変わることが多い。選択する前提として、まずどの宅地に適用できるのか検討する必要がある。そしてその結果を納税者に説明し、小規模宅地等の特例の適用を受ける宅地を選択してもらう。説明にあたっては検討結果を表にしてまとめた方が説明しやすく、納税者にとってもわかりやすいと思われる。

### <まとめ方の例>

	適用の可否	適用者	評価減	納税額		
				相続人 X	相続人 Y	合計
A 土地	居住用	相続人 X	×××円	△△△円	□□□円	○○○円
	居住用	相続人 Y	×××円	☆☆☆円	◇◇◇円	▽▽▽円
B 土地	貸付事業用	相続人 X		(省略)		
C 土地	なし	—	—	—	—	—

(出典) さくら総合事務所

小規模宅地等の特例の適用を受ける宅地の選択は納税額への影響によって決められることが多いが、そうでない場合もある。きちんと理由も確認する必要がある。また小規模宅地等の特例の適用をするには特例対象宅地等を取得した全ての個人の同意が必要である（措令40条の2第5項3号）。この旨は申告書にも記載されるが、申告書は押印等が不要となっているため、この記載もした方がよいと考える。

## IV 贈与税における書面による確認

贈与税の特例の適用を受ける場合、適用が受けられなくなってしまった場合、影響が大きい。そのため書面により確認をした方がよい。紙面の都合上、住宅取得等資金の非課税のみ取り上げる。

### □住宅取得等資金の非課税

以下の項目を確認した方がよい。

- ① 非課税の要件を満たしていること

- ② 住宅の種類及び非課税限度額
- ③ 住宅取得等資金として贈与を受けた金額とその確認方法
- ④ 住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を受けた場合、その金額については住宅ローン控除の特例を受けられないことを説明したこと

住宅取得等資金の非課税の要件を満たしているかどうかについては東京国税局等がチェックシートを公開しているため、それを用いて確認すると効率的である。住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額は住宅の種類によって異なる。そのため住宅の種類の確認が必要である。また全額が非課税となるわけではないため、贈与を受けた金額の確認も必要である。

## V 財産評価における書面による確認

相続税及び贈与税の計算にあたっては対象となる財産の評価をしなければならない。財産評価においても書面によって確認した方がよい場合がある。紙面の都合上利用価値が著しく低下している宅地について記載する。

### 1 利用価値が著しく低下している宅地の確認

#### (1) 確認の必要性

その利用価値が付近にある他の宅地の利用状況からみて、著しく低下していると認められる宅地については、その宅地について利用価値が低下していないものとして評価した場合の価額から、利用価値が低下していると認められる部分の面積に対応する価額に10%を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価することができる。

宅地の単価が高い場合などは大幅な減額が見込める。要件を満たしているか確認しづらい。そのため納税額の影響額に多額の影響がある場合は書面による確認した方がよい。

#### (2) 書類の記載事項

利用価値が著しく低下している宅地の適用を受ける場合において、確認するための書類を作成するときは、以下の項目を記載した方がよいと考える。

- ① 利用価値が著しく低下している宅地がないか確認したこと
- ② 利用価値が著しく低下している宅地と判断した過程
- ③ 利用価値が低下していると認められる部分の面積の判断過程

利用価値が著しく低下している宅地の適用を受ける場合であっても、減額が認められているのは利用価値が低下していると認められる部分のみであるため、その部分の記載もした方がよい。

〔いしづか・つよし／てらだ・としゆき〕

税理士と関与先のための総合誌

月刊

# 税理

特集

## 税賠事故を未然に防ぐ 関与先・ 税理士事務所間の 文書交換実務

令和5年7月1日発行（毎月1回1日発行）第66巻第8号  
昭和33年11月11日 第3種郵便物認可 ISSN 0514-2512

日本税理士会連合会 監修

July 2023

7

Vol.66 No.8

今月の  
Key Word

ジョブ・  
クラフティング

2割特例

ChatGPT

役員借入金

未成年者控除

別冊付録 I



### WEBセミナー

会則時間  
1.0

最近の税賠事例の傾向と  
関与先・税理士事務所間の交換文書の作り方

バックナンバーも読み放題！

ぷらっと

PLAT  
税理

ぎょうせい ライブアリ

うせい

# Contents

## 巻頭言

AIと共生する税務～ChatGPTを中心として	三木 義一	2
-------------------------	-------	---

## 特集 税賠事故を未然に防ぐ関与先・税理士事務所間の文書交換実務

関与先との円滑なコミュニケーションのための文書交換の重要性と その工夫	中島 孝一	6
法人税関係の文書	畠永 昭雄	17
相続税関係の文書	石塚 剛／寺田 敏之	26
消費税関係の文書	宮澤 博	36

## 今月の珠玉 Q&A

通 則 後発的事由に基づく更正の請求	佐藤 謙一	46
所 得 税 上場株式等に係る配当所得の課税の特例の大口株主等の範囲	石橋 三男	50
資 産 税 成年年齢引下げ前に未成年者控除の適用を受けた者が引下げ後に 未成年者控除の適用を受ける場合の控除可能額の計算	松田 淳	54
消 費 税 「2割特例」と高額特定資産を取得した場合の特例との関係	齋藤 文雄	57
電子帳簿 適格請求書の取引情報（取引データ）の取扱い	十文字俊郎	61

## 理論

税務研究 使用人が執行役に就任するに際し、支給される退職金名義の金員が、 給与所得でなく退職所得に該当するとされた事例	山口敬三郎	141
--	-------	-----

## 実務

利益計画 生産用機械器具製造業のモデル利益計画	石田 栄	157
-------------------------	------	-----